

国立大学法人東京農工大学日額旅費細則を次のとおり制定する。

国立大学法人東京農工大学日額旅費細則

平成22年3月23日

22 細則 第10号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程(以下「規程」という。)第25条第2項に基づく日額旅費について、必要な事項を定めるものとする。

2 日額旅費は、第3条に規定する地域に旅行したときに、当該旅行に関する一切の経費を支弁する旅費とする。

(日額旅費を支給する旅行)

第2条 日額旅費を支給する旅行は、次の各号に掲げる場合とする。

一 本学役員及び職員(府中キャンパス又は小金井キャンパスの組織等に常時勤務する役員及び職員に限る。以下「職員等」という。)が、次条に規定する地域等へ旅行する場合。ただし、職員等が、本学が所有する自動車及び職員等の自家用自動車等を運転又は同乗して旅行する場合を除く。

二 本学に所属する学生等(府中キャンパス又は小金井キャンパスに所属するものに限る。)が、次条に規定する地域等へ旅行する場合

三 前2号以外の者が、次条に規定する地域等から府中市及び小金井市に所在する本学の施設等に旅行する場合。

(日額旅費の支給地域額及び支給額等)

第3条 日額旅費の支給対象地域及び支給額は、別表の定額による。

2 前項の規定にかかわらず、公共交通機関を利用して次の各号の旅行をする場合には、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 府中キャンパスと小金井キャンパス間を旅行する場合 680円

二 府中キャンパスの組織等に常時勤務する役員及び職員が、千代田区に所在する各省各庁等に旅行する場合 1,240円

三 小金井キャンパスの組織等に常時勤務する役員及び職員が、千代田区に所在する各省各庁等に旅行する場合 1,080円

3 前項の地域に所在する出張先への旅行に要する最低の鉄道賃及び車賃の実費額(役員又は職員が通勤手当の支給を受けている場合は、同手当の支給対象交通機関の運賃を除いた額)の合計が、同項に定める額を超える場合は、当該超過額を請求することができる。

4 日額旅費の支給対象地域内の複数の目的地へ旅行する場合は、最も遠方の目的地の日

額旅費を支給する。

- 5 旅行の行程が日額旅費の支給対象地域と支給対象地域外にわたる場合については、日額旅費は支給しない。

(日額旅費の支給対象地域で宿泊した場合の宿泊料)

- 第4条 前条の日額旅費の支給対象地域で宿泊した場合については、規程第20条の規定により宿泊料を支給する。

(日額旅費の調整)

- 第5条 長期間の研修等で同一経路を往復する場合又は非常勤講師等で同一期間、同一行程を旅行することが複数回あると見込まれる場合には、交通費実費額を限度に日額旅費を調整することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、宿泊料の減額は国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程等運用要項に準じる。

(請求書等)

- 第6条 旅費請求書の記載事項及び様式は、別紙様式によるものとする。

- 2 旅費請求書は、原則として一月ごとに出納命令役に提出するものとする。

(雑則)

- 第7条 この細則の実施のため必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 競争的資金等の取扱要項等の定めによらなければならないものについては、当該要項等の定めによる。

別表

1 基点が府中キャンパス

市区町村	定額
東京都：府中市	500円
東京都：小金井市、国分寺市、国立市、立川市、日野市、小平市、東村山市、三鷹市、武蔵野市、調布市 埼玉県：所沢市	800円
東京都：多摩市、稲城市、昭島市、西東京市、清瀬市、東久留米市、新宿区、渋谷区 埼玉県：狭山市、入間市、三芳町	1,000円
東京都：八王子市、あきる野市、福生市、羽村市、瑞穂町、武蔵村山市、東大和市、狛江市、杉並区、中野区、目黒区 埼玉県：新座市	1,200円

東京都：青梅市、日の出町、世田谷区、豊島区、文京区、千代田区、台東区、 荒川区、練馬区、品川区、港区 埼玉県：朝霞市	1,400円
東京都：桧原村、町田市、板橋区、中央区、北区、墨田区、江東区、大田区 埼玉県：和光市、志木市、ふじみ野市、富士見市、蕨市 神奈川県：川崎市	1,600円
東京都：足立区、江戸川区 埼玉県：飯能市、戸田市、川口市 千葉県：市川市 神奈川県：座間市、大和市、綾瀬市、海老名市、厚木市	1,800円
東京都：奥多摩町、葛飾区 埼玉県：日高市、さいたま市、越谷市、鶴ヶ島市、坂戸市、鳩山町 千葉県：浦安市 神奈川県：藤沢市、伊勢原市	2,000円
埼玉県：鳩ヶ谷市、草加市、蓮田市、東松山市、滑川町、毛呂山町、伊奈町、 八潮市、吉川市、松伏町 千葉県：船橋市、習志野市、松戸市 神奈川県：相模原市、秦野市	2,200円
埼玉県：春日部市、白岡町、桶川市、上尾市、吉見町、嵐山町、越生町、 三郷市 千葉県：野田市、流山市、柏市	2,400円
埼玉県：川越市、川島町、秩父市、横瀬町、ときがわ町、行田市、鴻巣市、 北本市、久喜市、幸手市、宮代町、杉戸町 千葉県：千葉市、我孫子市、鎌ヶ谷市 神奈川県：横浜市、逗子市、鎌倉市、茅ヶ崎市、平塚市、寒川町	2,600円
埼玉県：小川町 神奈川県：葉山町	2,800円
神奈川県：横須賀市、三浦市	3,000円

留意事項：旅行が行程8キロメートル未満又は引き続き5時間未満の場合は、支給対象外

2 基点が小金井キャンパス

市区町村	定額
東京都：小金井市、府中市、国分寺市、国立市、立川市、日野市、稲城市、 三鷹市、武蔵野市、杉並区、中野区、	500円
東京都：調布市、昭島市、清瀬市、福生市、羽村市、小平市、東村山市、東 大和市、板橋区、豊島区、新宿区、渋谷区、目黒区	800円

埼玉県：朝霞市、新座市	
東京都：八王子市、あきる野市、瑞穂町、武蔵村山市、多摩市、狛江市、 西東京市、東久留米市、世田谷区、練馬区、品川区、港区、中央区、 千代田区、文京区、台東区、墨田区、北区 埼玉県：所沢市、狭山市、入間市、川口市、三芳町 神奈川県：川崎市	1,000円
東京都：青梅市、日の出町、荒川区、江東区 埼玉県：和光市、志木市、ふじみ野市、富士見市、戸田市、蕨市	1,200円
東京都：町田市、桧原村、足立区、葛飾区、江戸川区、大田区 埼玉県：飯能市、さいたま市、川越市 千葉県：市川市	1,400円
東京都：奥多摩町 埼玉県：日高市、越谷市 千葉県：浦安市、松戸市 神奈川県：相模原市、座間市、大和市	1,600円
神奈川県：綾瀬市、海老名市、厚木市 埼玉県：越生町、毛呂山町、鶴ヶ島市、坂戸市、東松山市、川島町、蓮田市、 吉川市 千葉県：船橋市	1,800円
神奈川県：伊勢原市、秦野市 埼玉県：鳩山町、鳩ヶ谷市、草加市、八潮市、伊奈町、松伏町 千葉県：流山市、柏市、我孫子市、習志野市	2,000円
神奈川県：寒川町 埼玉県：小川町、横瀬町、ときがわ町、春日部市、白岡町、桶川市、上尾市、 鴻巣市、北本市、久喜市、幸手市、宮代町、杉戸町、吉見町、滑川 町、嵐山町、三郷市 千葉県：千葉市、鎌ヶ谷市	2,200円
埼玉県：秩父市、行田市 神奈川県：横浜市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市	2,400円
神奈川県：逗子市 千葉県：野田市	2,600円
神奈川県：横須賀市、三浦市、葉山町	2,800円

留意事項：旅行が行程8キロメートル未満又は引き続き5時間未満の場合は、支給対象外